

# 苫小牧工業高等専門学校学術情報センター施設利用規則

規則第52号

制 定 平成16年4月1日

一部改正 平成17年10月3日

一部改正 平成19年4月1日

一部改正 平成27年4月14日

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学術情報センター規程第3条第2項の規定に基づき、本校学術情報センター（以下「センター」という。）の各施設の利用について定めるものとする。

(利用の目的)

**第2条** センターの各施設は、次の各号に掲げる目的に利用することができる。

- 一 本校学生の正課授業及び課外活動
- 二 本校教職員の学術研究
- 三 公開講座等地域開放事業

(利用者の範囲)

**第3条** センターの各施設を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校学生
- 二 本校教職員
- 三 一般の利用者

(利用責任)

**第4条** センターの各施設の設備及び備品を破損、汚損又は亡失したときは、直ちに関係教職員に報告しなければならない。この場合、故意又は重大な過失によるときは、弁償しなければならない。

2 センターの各施設の使用後は、消灯及び窓扉等の戸締まりに十分注意し、使用前の状態に復するものとする。

(立会い)

**第5条** センターの各施設の使用時に機器を使用する場合は、関係教職員が立ち会うものとする。

(罰則)

**第6条** この規則に違反した者は、センターの各施設の利用を一定期間停止、又は禁止することがある。

## 第2章 図書館の利用

(利用施設の範囲)

**第7条** この規則において利用を認める図書館の施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 閲覧室
- 二 書庫
- 三 視聴覚室
- 四 教材作製室
- 五 談話ホール

(開館日及び開館時間)

**第8条** 図書館を利用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

開館日	開館時間
月曜日から金曜日	8時30分から20時まで(本校学則第5条第四号に規定する休業期間中は、8時30分から17時まで)
土曜日	8時30分から17時まで(本校学則第5条第四号に規定する休業期間中は、閉館する。)

2 校長が必要と認めたときは、開館日及び開館時間を変更することがある。

(利用の申込み)

**第9条** 視聴覚室及び教材作製室を使用する場合は、事前に学生課に申し込むものとする。ただし、第2条第一号に規定する目的で使用する場合は、各期の授業時間割編成時までに申し込むものとする。

- 2 談話ホールの使用については、第8条で規定する開館日及び開館時間内は、利用の申込みをする必要はない。ただし、開館日以外及び開館時間外の課外活動等の行事として使用する場合は、事前に学生課を経て総務課に申し込むものとする。
- 3 第2条各号に規定する目的以外で利用する場合は、本校施設・設備使用内規に定める手続をとるものとする。

(図書の閲覧)

**第10条** 図書の閲覧方法については、別に定める本校図書管理及び閲覧規則による。

## 第3章 情報処理施設の利用

(利用施設の範囲)

**第11条** この規則において利用を認める情報処理施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 C A I室
- 二 演習室
- 三 端末室

(開館日及び開館時間)

**第12条** 情報処理施設を利用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

一 C A I室

開館日	開館時間
月曜日から金曜日	8時30分から20時まで（本校学則第5条第四号に規定する休業期間中は、8時30分から17時まで）
土曜日	8時30分から17時まで（本校学則第5条第四号に規定する休業期間中は、閉館する。）

二 演習室及び端末室

開館日	開館時間
月曜日から金曜日	8時30分から17時まで

- 2 校長が必要と認めたときは、開館日及び開館時間を変更することがある。
- 3 学生が、卒業研究等で第1項に定める開館時間以外に利用を希望する場合は、担当教員を経て学生課に申し込むものとする。

（利用の申込み）

**第13条** C A I室、演習室及び端末室を使用する場合は、事前に学生課に申し込むものとする。ただし、第2条第一号に規定する目的で使用する場合は、各期の授業時間割編成時までに申し込むものとする。

- 2 第2条各号に規定する目的以外で利用する場合は、本校施設・設備使用内規に定める手続をとるものとする。

（情報システム・ネットワークシステムの利用）

**第14条** 情報システム・ネットワークシステムの利用方法については、別に定める本校情報システム利用規則及びネットワークシステム利用規則による。

**附 則**

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧工業高等専門学校メディアセンター利用内規（平成8年4月1日制定）及び苫小牧工業高等専門学校情報処理センター利用内規（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成17年10月3日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。